

# 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願

—贈与税の納税猶予を受けるとき—

随時受付

添付書類	摘要	提出部数
付近見取図		各 1 部
公図（写）		
土地の登記事項証明書（写）	全部事項証明書に限る	
贈与を証する書面	贈与未登記の場合	
農地法第3条の規定による許可書（写）		
納税猶予特例適用農地該当証明書（写）		
障害等の状況についての申告書（別表2）	受贈者が障害を有している又は老人ホーム等に入所している場合	
委任状	代理人が申請する場合	

※申請内容によっては不要な書類もありますので、最後までよくお読み下さい。

※税務署へは、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間に適格者証明書を添付の上、申告する必要があります。

## ●付近見取図について

土地の位置及び付近の状況を示す図面で、住宅地図の写しやインターネット上の地図。

## ●公図、土地の登記事項証明書について

発行から概ね3ヶ月以内の物。

登記情報提供サービスで取得した物でも可。

## ●贈与を証する書面について

贈与未登記の場合に必要。

贈与契約書の写し、贈与者及び受贈者の印鑑証明書、推定相続関係説明図、住民票、戸籍の全部事項証明書等、贈与登記に必要な書類を添付。

## ●農地法第3条の規定による許可書について

必ず3条許可を取ってから申請を行ってください。

## ●納税猶予特例適用農地該当証明書について

都市計画課で発行。原本は税務署で必要になりますので、写しを添付して下さい。

●障害等の状況についての申告書について

該当する障害等の状態を証明する書類（障害者手帳、医師の診断書、施設との入所契約書等）の写しを添付して下さい。

●委任状について

代理人の住所・氏名、申請の要旨、連絡先、委任する者の住所・氏名を明記の上、押印のこと。

【その他】

●申請書の日付は提出時に記入して下さい。

●申請に関する詳細については、宇治市農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。